

公示第517号

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条の規定により「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年度9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額」のいずれか低い方を適用すると定められています。令和8年度任意継続被保険者の上限標準報酬月額は下記のとおりです。

記

- ① 標準報酬月額上限額は、620,000円（34等級）とする。

よって、1ヵ月の保険料は、

| | | |
|------------|---------|--------|
| 健康保険料 | 55,800円 | |
| 介護保険料 | 10,168円 | |
| 子ども・子育て支援金 | 1,426円 | となります。 |

- ② 標準報酬月額上限額の適用は、

令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

令和8年3月2日

岩谷産業健康保険組合

理事長 中畑 勝己

